



平成22年(行ウ)第11号 公文書部分公開処分取消等請求事件

原告 宮部 龍彦

被告 滋賀県

被告第2準備書面

平成23年3月18日

被告訴訟代理人

弁護士	吉	田	和	宏
同	山	本	久	子
同	田	口	勝	之
同	中	原	淳	一



代

被告指定代理人

滋賀県職員	大	谷	陽	彦
同	寺	倉	浩	一
同	古	川	慎	次
同	西	村		実
同	河	村		努



大津地方裁判所民事部合議B係 御中

第1 原告第1準備書面に対する認否および被告の反論等

原告は、上記書面において、原告独自の見解等を繊々述べるが、被告の主張はすでに述べたとおりであり、これと異なる原告の主張は、概ね否認ないし争う。以下、本件に關係する点について若干敷衍する。

1 同書面第1の4について

原告は、「同和対策地域総合センター要覧」の内容はおおむね公知のことなどと主張するが否認ないし争う。

滋賀県では昭和51年5月に「同和対策地域総合センター運営要綱」を制定し、要綱に基づく事業実施を各市町に求めており、センターでの日々の活動の参考にすること等を目的に、昭和52年度から3年ごと（S52, S55, S58, S61, H1, H4, H7年度）に要覧を作成し、各関係市町や同和対策地域総合センターに配布していたものであり、今回の対象文書である平成8年3月発行のものが最終の要覧である。

同和対策地域総合センター事業は平成9年度から一般対策へ移行していること、また発行から十数年が経過していることもあるって、配布先を記録した書類は既に廃棄されているが、配布先は関係市町であり、要覧の「部外秘」の意味はよく理解しており、それぞれの市町において責任をもって廃棄や管理等がなされているものと考えている。

2 同書面第2の1について

(1) 情報公開条例は、県民の知る権利を尊重し、県民と県との協働による県政の進展に寄与することを目的としている（1条）。

しかし、情報の中には通常他人に知られたくない情報も存在しており、条例の解釈、運用にあたっては、条例第3条に規定しているように、そうした情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をすることもまた重要な責務とされているのである。

(2) 原告は、部落解放同盟滋賀県連合会が同和地区の場所を把握している実態があると主張するが、同連合会は、部落解放を目的とする団体であり、それぞれの支部から構成されていることなどから、同和地区の場所を把握しているのは当然のことである。

(3) また、たしかに、原告が主張するとおり、同和地区の現状は一律ではな

い。

しかし、同和地区に対する誤った認識や偏見により、現状如何に関わらず、被告第1準備書面第2の2で述べたように、現実に差別が起こっているのである（乙7ないし17）。

かかる現実がある以上、本件非公開情報は、公開することにより個人の権利利益を侵害する高度の蓋然性がある情報と言わざるをえない。

3 同書面第2の3について

被告第1準備書面第2の1(3)すでに述べたように、平成14年3月末日をもって、国の法律である「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」は失効し、国レベルにおける同和対策は、時限立法による特別対策から一般対策に移行することとされた。

そこで、同書面第2の3で述べたように、被告は、真に経過措置が必要な事業を除き、一般対策によって同和問題の早期解決に取り組むという方針のもと、種々の施策を講じてきたのである（乙19）。

地域総合センターについては、平成9年度から一般対策へ移行しており、原告も認めるとおり、現在は、同和地区住民に限らず広く利用されている。なお、これに伴ない、センターの廃止、移転、名称変更等がなされた施設が多数存在する。

4 同書面第2の4について

(1) 原告は、部落地名総鑑の作成を正当化するかの如き主張を繰り返している。

しかし、部落地名総鑑は、その内容が正しいか正しくないかに関わらず、悪用され、差別を助長するおそれが大きな悪質な差別図書である。

原告は、自由同和会の掲げる平成22年度運動方針（甲14）から、混住がすすんでいる現状を広報することが部落地名総鑑を無意味にする近道であるとの意見だけを恣意的に引用しているが、同方針は、その意見の前置

きとして、「同和地区に住む人達を差別しようとする悪意を持った確信犯的な人は絶対になくならない。そのような差別を好む者が部落地名総鑑を作成してインターネットに流すなど悪用した場合には、毅然として対処することは当然である」と明記しているのである（甲14）。

なお、繰り返しになるが、悪質な差別図書である「部落地名総鑑」と、歴史的研究と部落問題を一日も早く解決するために刊行された「滋賀の部落」とでは、出版意図が全く異なっており、後者は、出版意図を離れて何人に対しても情報を提供しているものではない。

(2) また、原告は、身元調査等がなされてきた実態をもって同和問題に関する差別意識が根深く残っているとするのは、論理の飛躍がある等と主張する。

しかし、部落地名総鑑事件でも、戸籍の不正取得事件でも、同和地区出身者等であるかを調べており部落差別事件であることは明らかである。

平成18年に、不正取得した戸籍を購入していた興信所から部落地名総鑑が発見されるという事件が起きているが、同興信所経営者は朝日新聞の取材に「地名総鑑を使って出身地を調べるのはどの業者もやってい る。」と答えている（乙10号証）。

5 同書面第2の5について

原告は、被告が他県の意識調査結果を根深い差別意識があることの根拠とすることにつき縷々述べるが、部落差別は、滋賀県内のみで起こるものではなく、原告のようにインターネットを使って全国に流布する者がいることを考えれば、全国の意識調査結果が滋賀県に関係するといえる。特に、近隣府県については、日常的な接触も多く、近隣府県における意識調査結果は重要な意味を持つものである。

6 同書面第2の7について

原告の主張の趣旨は不明であるが、同和地区の場所が公知であるかどうかについて、「こころのいづみへ」（乙9）が地域総合センターについて記載し

ていることや、一部の条例に地域総合センターの設置目的が同和対策である旨の記述があること等を主張している。

しかし、「こころのいづみへ」で、一般対策移行後の地域総合センターの活用を呼びかけることや一部の条例に地域総合センターの設置目的が同和対策である旨の記述があることをもって、施設のある特定地域が「同和地区」であることが「公にされている」すなわち「何人でも容易に知り得る状態におかれている」とは到底言えない。

第2 公開条例第6条第1号該当性についての補足

1 立法の経緯

- (1) 滋賀県情報公開条例は平成12年10月11日に制定され、同条例第6条第1号は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下、「行政機関情報公開法」という。）第5条第1号と内容をほぼ同じくしている。
- (2) そして、行政機関情報公開法を制定するにあたっては、行政改革委員会の行政情報公開部会（平成7年3月17日発足）において、諸外国及び地方公共団体の情報公開制度の運用状況や判例等の状況調査、有識者、関係団体等からの意見聴取実施、検討が行なわれ、平成8年11月1日提出された同部会の報告をもとに、同委員会が、平成8年12月16日付けにて「情報公開法制の確立に関する意見」を決定し、これをもとに更なる議論等を経て、平成11年5月14日、公布された。

「情報公開法制の確立に関する意見」は、主に、「情報公開法要綱案」（乙29）及び「情報公開法要綱案の考え方」（以下、「考え方」という。）（乙30）からなる。

また、行政情報公開部会の審議内容の一部については、議事録が公開されている。

以下、行政機関情報公開法の立法趣旨、学説等もふまえつつ検討する。

2 「個人に関する情報」

(1) 「個人に関する情報」について、平成15年11月11日最高裁判決は、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」が除外されている以外には文言上何ら限定されていないから、個人の思想、信条、健康状態、所得、学歴、家族構成、住所等の私事に関する情報に限定されるものではなく、個人に関わりのある情報であれば、原則として同号にいう「個人に関する情報」に当たると解するのが相当である。」と判示する（最高裁判所平成15年11月11日第3小法廷判決・民集57巻10号1387頁）。

したがって、たとえば、住居表示の新旧対照表等も「個人に関する情報」にあたるとされている（平成20年12月18日大阪高裁第3民事部判決）（乙31）。

(2) なお、「個人に関する情報」の性質・内容は様々であり、極めてセンシティブな情報もあれば、必ずしもそうとはいえない情報もある。

センシティブ情報とは、機微な情報ともいい、特に取扱に配慮が必要な個人情報のことを指す。

たとえば、平成11年3月に通商産業省が制定した個人情報に関するガイドラインに、企業が個人情報を保護するためにどういうステップを踏んで何をすべきか等について規定した、JISの「個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項（JISQ15001）」があるが、この中で、センシティブ情報の収集禁止を規定しており、具体的には、「人種、民族、門地、本籍地、身体・精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項」等の収集を禁止している（乙32）。

また、労働省も、「職業紹介事業者、労働者の募集を行なう者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針」（平成11年労働省告示第141号）を定め、「職業紹介事業者等は、その業務の目的の範囲内で求職者等の個人情報を

収集することとし、次に掲げる個人情報を収集してはならないこと。…イ
人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因と
なるおそれのある事項」等と規定する（乙33）。

3 個人識別可能性

(1) 非公開情報の定め方

情報公開法のもとでは、行政機関の保有する個人に関する情報を原則として非公開とするのが一般的であるが、その方式は、個人識別情報を非公開とする方式と、プライバシー情報を非公開とする方式に大別される。

滋賀県情報公開条例は、前者の方式を採用しており、行政機関の保有する情報の公開に関する法律も同様である。

この趣旨について、「考え方」4(2)イが、以下のように述べている（乙30）。

すなわち、「第6第1号の規定により開示されないこの利益は、個人の正当な権利利益であるが、その中心部分はいわゆるプライバシーである。しかしながら、プライバシーの具体的な内容は、法的にも社会通念上も必ずしも明確ではない。また、本来なら、私人が直接当該個人に対して開示を求めることができないような情報を、行政機関が保有しているとの理由のみをもって開示することは、個人情報の適正な管理の観点からも適当ではない。そこで、本要綱案では、特定の個人が識別される情報を開示すると、一般に、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益を害するおそれがあることから、いわゆる「個人識別型」を基本として不開示情報を定め、その中から開示すべきものを除くという手法を探ることとした。」のである。

そして、滋賀県情報公開条例も同様の趣旨に基づいている。

(2) 個人識別可能性の判断

ア 続けて、「考え方」は、「特定の個人を識別することができる」か否

かの判断に当たっては、次のこと留意するよう述べている（乙30）。

すなわち、「上記の趣旨に照らし、具体的事例における個人識別可能性の有無の判断に当たっては、当該情報の性質及び内容を考慮する必要がある。例えば、一定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個々の者に不利益を及ぼす場合があり得る。このような場合は、情報の性質及び内容に照らし、プライバシー保護の十全を図る必要性の範囲内において、個人識別可能性を認めるべき必要がある」のである。

イ 行政情報公開部会の議事録によると、上記アのような「考え方」をまとめた際に念頭におかれていたのは、まさに、本件のような同和問題に関する情報等、重大な社会的差別や偏見等をひき起こす可能性があるケースであると思われる（乙34、乙35〔議事録〕）。

まず、第45回行政情報公開部会において、「地域改善対策等に関する情報」について検討されており、同情報は、「特定の個人が識別され又は他の情報と照合することにより識別され得るもの」にあたるという形で整理できる旨の意見が出されているところである。

また、第51回同部会においては、「個人識別性の有無の判断に当たっては、当該情報の性質を考慮する必要がある。」との点について、「ある特定の地域ないし集団に関する情報が、そこに所属する個人について、重大な社会的差別や偏見等をひき起こす可能性があるときに、直接個人の識別は簡単にはできないのだけれども、情報のセンシティビティーに鑑みて、間接的にせよ、プライバシー保護の観点から簡単に出すべきではないという趣旨」であることが確認されている。

ウ なお、第51回同部会において、同部会専門委員のひとりである佐藤幸治教授が、「条例を作るときに、なぜ地名がプライバシーの保護なのか」ということいろいろ議論」した旨の発言をしているが、ここにいう

「条例」とは、大阪府情報公開条例のことを指していると思われる。

同条例第9条第1号は、「実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている行政文書を公開してはならない。一 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報…であって、特定の個人が識別され得るもの（以下「個人識別情報」という。）のうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」と規定している。

そして、その解釈・運用の解説において、「特定の個人が識別され得るもの」には、特定の個人が当該行政文書の情報（氏名、住所等）から直接識別できる情報だけでなく、当該情報からは直接特定個人が識別できなくとも、他の情報と結びつけることにより、間接的に特定の個人が識別され得るものを含む。（具体的には、同和地区の所在地のように、当該情報からは、直接特定個人が識別され得ないが、請求者が一般に公にされている住居表示、住宅地図その他により知りえた特定個人の氏名、住所等と結合することにより、特定個人が識別されるものをいう。同和地区の所在地については、同和地区に対する差別意識の解消が十分に進んでいない実態から判断して、一般に他人に知られたくないと望むことが正当と認められる情報（公開すれば特定個人の人権の侵害につながる）に該当して非公開となる。）旨明記されている（乙36〔行政刷新会議資料〕）。

工 また、学説上も、「個人識別性の判断に際しては、対象となる集団の規模が重要な考慮要素になることがある。たとえば、ある集団の中の一人が解雇されたという情報の場合当該集団の構成員の数が多い場合には、他の情報と照合することによって当該個人が識別される可能性は一般的にいって低いが、構成員がごく少數の場合には、モザイク・アプローチ（他の情報との照合により不開示規定が保護しようとしている利益が害されるおそれがある場合に不開示としうるという解釈）により個人が識別される可能

性が高くなる。・・・また、ある集団の構成員が必ずしも少数ではない場合であっても、情報の性質、内容によっては、当該集団に属する構成員全員が不利益を受ける可能性がありうる。個人識別性の判断に際しては、右のような事情も考慮に入れて解釈する必要がある。」（乙37〔宇賀克也「新・情報公開法の逐条解説」56頁以下〕）等とされている。

4 「他の情報と照合することにより」について

- (1) 当該情報単独では特定の個人を識別することができない場合であっても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについては、個人識別情報にあたるとする趣旨である。

「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。

なお、照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人情報の性質や内容等に応じて、個別に適切に判断することが必要となる。

裁判上、次のような情報と照合することにより個人識別性を認めた事例がある。

- (2) 神戸地判平成3年10月28日（判時1437号77頁）（乙38〔判例時報〕）

土地区画整理事業の測量図について、「本件文書は、仮換地後の測量図及び仮換地指定の前後の土地の位置関係の対照を示す図にすぎないから、それだけで個人を識別することはできないが、土地登記簿など誰でも容易に閲覧できるような情報と結合することによって、特定の個人に関する財産状況等を判別することが可能な情報ということができる。」等として不開示相当とされている。

- (3) 大阪高判平成20年12月18日（乙31〔裁判所ウェブ掲載判例〕）

住居表示の新旧対照表の非公開取消請求がなされた事案につき、「本件情報は、旧新対照表の「旧住所」と「新住所」との対応関係に関する情報で

あって、個人の氏名を記録した部分を含まないものであるから、それ自体から特定の個人を識別することはできない。しかし、不動産登記法119条ないし121条等によれば、誰でも不動産登記記録の登記事項証明書及び地図等の写しの交付を受けることができ、これにより旧住所である土地の地番、同土地上の建物の所在の有無、土地及び建物の所有者等を知ることができるとし、また、住居表示に係る新住所を地図上に書き込んだものが一般の閲覧に供されているので、その図面に基づいて、本件文書に記載されている新住所を現地見分したり住宅地図と照合したりすることにより、当該個人の住所を知ることができる。したがって、本件情報は、少なくとも他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであり、本件条例7条1号にいう「個人に関する情報」に該当するというべきである。」と判示している。

5 個人識別不能な個人情報

公開条例第6条第1号本文後段は、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」についても非公開とすることを規定している。

行政機関情報公開法第5条第1号本文後段も同様の規定をもうけているところ、「考え方」4(2)エは、その例として、「カルテ、反省文などの個人の人格と密接に関連する情報」と、「個人の未発表の研究論文、研究計画等の情報で、…財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあるもの」の2類型を挙げている。

この点につき、第51回行政情報公開部会において、「カルテ」や「反省文」を例示した理由として、「一番分かりやすい」ものであり、「自治体で今のところ開示しないと言っているながら困っている例は「カルテ」と「反省文」が多い」という2点があげられており、例示されたもの以外にも該当するものがあることを否定するものではない（乙35 [議事録]）。

そして、個人の人格と密接に関連する情報を非公開とする趣旨については、「センシティブな情報は出すべきではない」すなわち、「識別される可能性はないが、その人本人からみると自分にはわかるので、そういうプライバシー感情を保護する」ためであることが確認されている（乙37〔議事録〕）。

6 公開条例第6条第1号ただし書きア（除外事由）について

同号ただし書きアないしウは、「個人の権利利益を侵害せず非公開とする必要がないものおよび個人の権利利益を侵害することがあっても、なお公開することの公益が優先するため公開すべきものは、例外的に公開することにしたもの」である（乙1）。

同号ただし書きアの「法令等の規定により」公にされている情報の具体例としては、登記簿に記載されている法人の役員に関する情報、不動産の権利関係に関する情報等がある（乙30〔考え方〕参照）。

また、同号ただし書きアの「慣行として」公にされている情報の具体例としては、職員録（国、県等）、叙勲者名簿、食糧費・交際費等の個々の公開の運用指針等により公開される個人情報がある（乙1〔手引き〕）。

7 本件

以上を前提に、本件について検討する。

(1) 個人に関する情報

本件対象公文書および非公開部分については、被告第1準備書面第2の4および同正面第2の5において、既に述べているが、以下のとおり補足する。

なお、同和対策地域総合センター要覧の非公開部分の一例は別紙のとおりである。

ア 「地区名」（類型ア）について

(ア) 本件対象公文書に記載されている「地区名」とは、総務庁が昭和38年、同42年、同46年および同50年に実施した同和地区全国調

査の際に、市町村が報告した同和対策事業の対象地域を表した名称である。

同和地区全国調査とは、①歴史的、社会的理由による被差別部落、②生活環境等の安定・向上が阻害されている、③一定の集落を形成している、④同和対策事業の実施を必要とする、という要件に該当する地区を市町村がまとめ、都道府県を通じて、総務庁へ提出するものであった。

(イ) 一般的には、「地区名」は、対象地域を判別しやすいように付されており、「地区名」の付し方も様々である。

「地区名」を、以下①ないし④の4類型に分類すると、概ね次のとおりである。

① ○○×丁目や○○町といった住居表示や大字名で表示されているもの ・・・ 35 地区

② 区や自治会名、(小)字名で表示されているもの ・・・ 23 地区

③ 大字名の一部を省略したり大字名に東西南北などの修飾をしたもの ・・・ 7 地区

④ 昔からの呼称で表示されているもの ・・・ 1 地区

(ウ) 以上のとおりであり、「同和地区名」として特定された「地区名」は、対象地域を判別しやすいように付されており、同和地区に居住している住民あるいは地区出身者等の出所・属性等に関する情報であるといえる。

イ 「施設名等」(類型ウ)について

(ア) 本件公文書3(「同和対策地域総合センター要覧」の最新のもの(乙4))には、平成7年4月1日現在における同和対策地域総合センター54施設の概要が記載されている。同センターの施設名を、以下①ないし③の3類型に分類すると、概ね次のとおりである。

①同和地区名を冠したセンター名 ・・・ 33センター

②市町名等に総合センターや文化会館を付けたもの

・・・ 12センター

③その他、学区名、地域の地理的要素、故事等から名付けられたもの

・・・ 9センター

(イ) なお、地域総合センターとは、隣保館とその機能を付加した教育集会所の総称であって、平成8年度末までは同和対策事業（特別対策）として実施・運営されており、同和対策地域総合センター要覧作成当時は、施設を同和地区内におき、施設名称に同和地区名を冠しているもののが多かった。

しかし、平成9年度からは一般対策へ移行し、同和地区住民に限らず、広く利用されるようになった。

現在は、地域住民の要望等により、同和対策地域総合センター要覧

(乙4) 記載の54施設中、31施設が、施設名称の変更、施設の同和地区外移転、施設廃止等されるに至っている。

(ウ) また、同和対策地域総合センター要覧には、隣保館、教育集会所、児童館および老人憩いの家の一覧も掲載されている。これらの施設名を分類すると以下のようになる。なお、児童館および老人憩いの家については、本来、必ずしも同和対策施設であるとは限らないが、同要覧の一覧表には、当時、同和対策として設置されていた施設のみが掲載されている。

まず、隣保館については、全44館のうち、同和地区名を冠したものが30館、市町名等に総合センターや文化会館を付けたものが5館、その他学区名、地域の地理的要素、故事等から名付けられたもの等が9館となっている。

また、教育集会所については、全41所のうち、同和地区名を冠したものが35所、市町名等に教育集会所を付けたものが6所となっている。

次に、児童館については、全27館のうち、同和地区名を冠したも

のは11館、市町名等に児童館を付けたものが5館、その他、地域独自の名を付したものが11館である。

さらに、老人憩いの家については、全45所のうち、同和地区名を冠したものが35所、市町名等に老人憩いの家を付けたものが3所、その他、地域独自の名を付したものが7所となっている。

(工) 同和対策地域総合センター要覧（乙4）の非公開部分のうち、「施設所在地」の欄には、施設の住所が記載されており、地番まで表記されている（類型ウ）。

(オ) 以上のとおりであり、「施設名等」（類型ウ）は、同和地区を特定する情報といえる。

また、「同和対策地域総合センター要覧」は、滋賀県に散在するそれぞれのセンター等に関する情報を集合させたものであり、「施設名等」は、県内の同和地区一覧という別の意味が加味され、滋賀県版部落地名総鑑となるおそれが非常に高い情報である。

したがって、「施設名等」は、「同和地区名」として特定された「地区名」に準じる情報であり、個人に関する情報に該当する。

ウ 「利用対象地域名等」（類型工）について

同和対策地域総合センター要覧（乙4）の非公開部分のうち、「利用対象地域名」の欄には、同和地区名、大字名、学区名、区名、自治会名等が記載されている（類型工）。

なお、類型工に属するその他非公開部分の一例は別紙のとおりである。

そして、「同和対策」と明記された要覧に記載されているものであることからすれば、各情報相互間においてないしは他の情報と関連づけたり組み合わせたりすることにより、特定地域が同和地区であると容易に推定され、「利用対象地域名」等も同和地区を特定する情報といえる。

したがって、「利用対象地域名」等も、「地区名」および「施設名」等

と同等の情報として取り扱うべきであり、個人に関する情報に該当する。

エ 同和対策事業に関する地図（本件公文書1）（類型イ）について
すでに被告準備書面1第2の5(3)イに述べたとおりであり、「地区名」
に準じる情報であるといえ、個人に関する情報に該当する。

オ 以上のとおり、本件対象公文書の非公開部分は、いずれも「個人に関する情報」に該当する情報である。

そして、いずれも、同和地区名ないし、同和地区を特定する情報であり、
公開することにより社会的差別や偏見をひき起こす可能性がある情報であ
って、「本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項」
（（乙32）〔個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要
求事項（JISQ15001）〕、（乙33〔平成11年労働省告示第141号〕参照）
といえる、極めてセンシティブな情報である。

(2) 個人識別可能性

以上のように、本件非公開情報は、同和地区名ないし、同和地区を特定する情報を内容とする極めてセンシティブな情報である。

かかる情報の性質及び内容に鑑みれば、同和問題に関する差別意識の解消
が十分に進んでおらず、身元調査が後を絶たず部落地名総鑑事件や戸籍の
不正取得・横流し事件が発生している社会の現状においては、直接個人の
識別が簡単にはできないとしても、「同和地区」という集団に関する情報
であり、住宅地図、電話帳等、他の情報と照合することにより、集団に属
する個々の者を特定できる以上、かかる情報を公開すると、当該同和地区
に属する個々の者に不利益を及ぼす蓋然性が高い。

したがって、個人識別可能性のある個人情報にあたる。

(3) 以上のとおりであり、個人識別可能性のない場合を検討するまでもないが、
仮に万が一、本件非公開情報について個人識別可能性が認められない場合
であっても、公開条例第6条第1号本文後段の「公にすることにより、な

お個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当すると考える。

すなわち、仮に客観的には個人識別可能性がないとしても、たとえば同和地区に居住する個人本人からみると、当該同和地区に自身が生活していることがわかるので、かかる情報が公にされたくないというプライバシー感情を保護する必要があるのである。

(4) 除外事由非該当性

除外事由に該当しないことは被告第1準備書面においてすでに述べたところである。

(5) よって、本件対象公文書は、いずれも、公開条例第6条第1号により非公開とするのが相当である。

8 他の情報との比較検討（公営住宅の場合）

なお、個人識別可能性について、以下、公営住宅の場合と比較しつつ検討する。

公営住宅の場所等に関する情報も、個人に関する情報には該当するであろう。

しかし、単に一般的な公営住宅に住んでいるという情報であれば、他人に知られたからといって、社会的差別や偏見等を招くことは通常考えにくく、公営住宅入居者という集団に属する個々人に不利益を及ぼすおそれの低い情報といえる。よって、小規模な公営住宅であれば、個人識別可能性が認められるであろうが、大規模な公営住宅になれば、個人識別可能性を認めるのは難しい場合もあると思われる。

他方、一般的な公営住宅ではなく、同和対策公営住宅の場所等に関する情報の場合は、かかる情報が公開されることにより、社会的差別や偏見等を招く蓋然性が高い。したがって、たとえ当該住宅に属する入居者が少数とは言えない場合であっても、個人識別可能性が認められると思われる。

具体的事例における個人識別可能性の有無の判断に当たって、当該情報の

性質及び内容を考慮する以上は、かかる結論が導かれることも当然予定されている。

したがって、本件対象文書については、やはり、前述のように判断されるべきである。

第3 公開条例第6条第6号該当性についての補足

1 詳細は被告第1準備書面第2の3項（現在被告が実施している同和対策事業等）すでに述べたとおりであるが、被告は、以下の方針等に基づき、広く同和問題の解決に向けた取り組みを行なっている。

- ・ 平成9年「今後の同和行政に関する基本方針」（乙19）を策定
- ・ 平成10年7月「人権教育のための国連10年滋賀県行動計画」（乙20）を策定
- ・ 平成13年「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」（乙24[人権問題啓発冊子「こころやわらかく」95頁]）を制定
- ・ 平成15年「滋賀県人権施策基本方針」を策定（乙21[滋賀県人権施策基本方針]）。
- ・ 平成16年「人権意識高揚のための教育・啓発基本計画」を策定（乙22[人権意識高揚のための教育・啓発基本計画]）。

そして、同基本計画第4章1項は、「この計画の推進に当たっては、滋賀県人権施策推進本部を中心とし、関係部局相互の連携・協力を確保しながら、総合的かつ効果的な推進を図るとともに、各部局においては、この計画の趣旨を十分踏まえ、諸施策を実施します。」と規定している（乙22）。

各部局において実施されている、具体的なかかる取り組みとしては、主に以下のようなものがある。

2 県民文化生活部人権施策推進課

人権施策推進課は、分掌事務として、「(2) 「人権施策の総合的な企画、立案および連絡調整に関すること」「(3) 人権施策推進本部に関すること」

「(8) 同和行政に関する総合的な企画、立案および連絡調整に関すること」
「(9) 同和対策本部に関すること」「(10) 同和問題の県民啓発活動に関すること」「(11) 地域総合センターの助言に関すること」等を担っており（乙40〔滋賀県行政組織規則第6条〕）、同和問題その他人権に関する施策として、各種メディアを活用した人権啓発事業、広報誌の配布、啓発イベントの実施、研修会の実施、リーフレットの発行等各種施策を実施している（乙23〔人権啓発事業等の概要について〕、乙24〔人権問題啓発冊子「こころやわらかく」〕）。

3 滋賀県商工観光労働部労政能力開発課

また、労政能力開発課は、分掌事務として、「(25) 雇用の安定及び促進に関すること」および「(26) 就職の支援に関すること」等を担っており（乙40〔滋賀県行政組織規則第6条〕）、かかる事務として、公正な採用選考、就職差別の撤廃の啓発資料等を作成、配布等している。

具体的には、まず、採用にあたり身元調査等を許さないこと等の注意事項を様々な角度から記載した「採用にあたって」と題する冊子5,000部を作成し（乙41〔「採用にあたって」9頁、28頁、70頁、76頁等〕）、ハローワーク主催の求人企業説明会参加企業や、関係機関（県、市町、経済団体等）等に配布している。

また、B1、B2、A4サイズの啓発ポスター約5,500枚を作成し、県内JR各駅、市町、関係機関等に配布する等している。

4 滋賀県商工観光労働部商工政策課

さらに、商工政策課は、分掌事務として、「(13) 企業内同和問題に関すること」等を担っており（乙40〔滋賀県行政組織規則第6条〕）、かかる事務として、企業内同和問題研修啓発活動を実施している。

具体的には、同和問題の早期解決に向けて就職差別の撤廃と企業内研修の一層の充実・強化を図るため、7月の企業内同和問題啓発強調月間に、国・

県（関係部局が連携）・市町・商工会等の職員で構成している「研修啓発推進班員」が企業・事業所約3,100社の企業訪問を行ない、また、街頭啓発、ポスター・ラジオ・新聞等による啓発・周知等を行なっている（乙42〔県政eしんぶん〕、乙43〔ポスター・ちらし〕）。

5 滋賀県土木交通部住宅課

また、住宅課は、分掌事務として、「(2) 宅地建物取引業に関すること。」等を担っており（乙40〔滋賀県行政組織規則第6条〕）、かかる事務として、以下のような取り組みを実施している。

(1) 住宅課の窓口での周知

宅地建物取引業免許交付時（新規・更新とも）において、「滋賀県宅地建物取引業における人権問題に関する指針」（乙44〔指針〕）および「宅地建物取引と人権」と題するパンフレット（乙45〔「宅地建物取引と人権」〕）を手渡し、宅建業者として適正な対応をするよう指導している。

なお、同指針は、「宅地建物取引業者は、取引物件の所在地が同和地区であるかないか、または、同和地区を校区に含むかどうか等について、調査および報告ならびに教示をしないこととする。また、差別につながる不適切な広告、表示をしないこととする。」等を定めている。

また、同パンフレットも、「宅地建物取引業者の皆さんに、…同和地区であるかどうかを調べたり、教えたりすること…は、差別を助長することになります。」等と指摘し、人権問題について正しい理解と認識を持つよう指導する内容となっている。

(2) 講習会の場においての周知

宅地建物取引主任者証交付申請に係る法定講習の場において、人権啓発ビデオの上映ならびに前記「宅地建物取引と人権」（乙45）、「滋賀県宅地建物取引業における人権問題に関する指針」（乙44）および「概要版（指針の抜粋）」等を活用した人権啓発を実施している。

なお、「宅地建物取引と人権」（乙45）のパンフレットは、滋賀県不動産取引業協議会が実施している新規の宅地建物取引業免許事業者および近々更新時期を迎える宅建業者等を対象とした滋賀県指定研修会の場における講演の際等にも活用されている。

- 3 以上のとおり、被告は、事務として、同和問題を中心とする人権問題に関し、様々な施策を実施し、身元調査や同和地区の問い合わせが許されないこと等を徹底して啓発しているのである。

本件非公開情報は、公開すると、身元調査や同和地区の調査等の差別行為を助長する滋賀県版部落地名総鑑として使用されるおそれがあるものであり、かかる情報を公開することは、明らかに被告の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

したがって、公開条例第6条第6号に該当し、非公開とするのが相当である。

以上

OOOOOO
同和地区名を冠した施設名

別
紙

1. センターの概要

OOOOOO
中学校区名

OO、OOO、OO、OOOOOOOO
小学校区名

利 用 対 象 地 域 名		利 用 対 象 世 藩 数	9,039戸
		利 用 対 象 人 口	26,838人

セ ン タ ー
の 沿 革

昭和34年8月、地域住民の拠りどころとして、また、同和対策推進の現地拠点として開設されたが、その後の地域情勢の変化や施設機能充実の必要性から、昭和51年8月、児童館、体育館等を包含した地域総合センターとして新設され、今日に至る。
同和問題の一日も早い解決を図るため、今までの取り組みを踏まえ、「基本的人権の尊重」を基調にしつつ、「住むことに誇りのもてるまちづくり」に向けた実践を行っていくための取り組みを進めている。

重 点 事 項

「人権尊重に根ざした感性豊かな人づくり・まちづくり」に資するための生涯学習の場づくりと条件整備に心掛ける。

活 動 の 特 徴

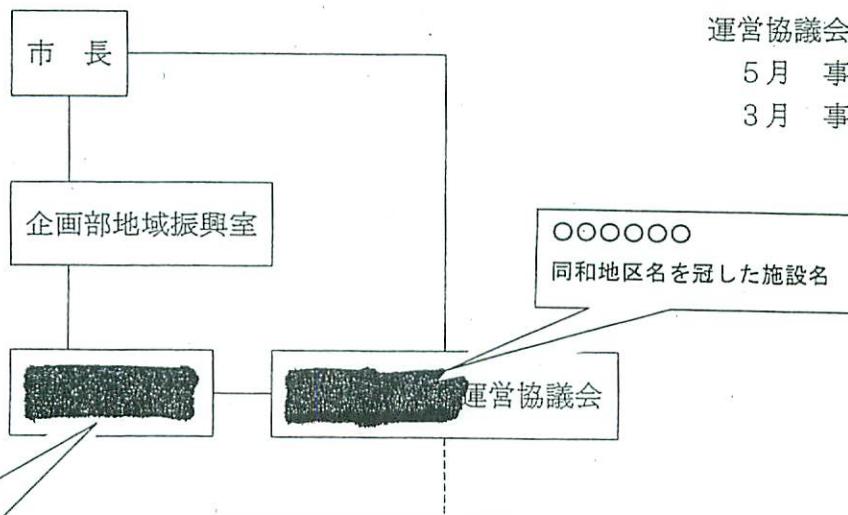
一人ひとりが感性豊かに、健康で文化的な生活を営むとともに、「住むことに誇りのもてるまちづくり」に向けたコミュニティを醸成するため、地域団体・各公民館・学校園等との連携・協力のもとに、住民が主体となった各種学習活動が展開されていくよう、それら学習機会および場の提供を図りながら、これらの自主的な活動等を支援していく。

○機構・構成

○活動の内容

運営協議会 年2回
5月 事業計画協議
3月 事業実施報告等

運営協議会
等 の 状 況



OOOOOO
同和地区名を冠した施設名

行 政 8人	自 治 会 9人
教 育 10人	各 種 团 体 20人
民 生 委 員 4人	計 51人

2. 事業の概要（平成7年度）

事業区分	事業名称	事業内容	対象者	
			地区内のみ	近隣を含む
相談事業	情報収集 相談事業	住民からの行政・教育相談等に応じ、関係機関、校園等との連携を図りつつ、適切に対応していく。 (随時) ○○ 中学校区名	○	
調査および研究		○○ブロックにおける生涯学習の条件整備の一環として、図書資料等の収集に努める。(随時)		○
自主的活動の育成指導	広報・啓発事業 教育文化および連携事業 子育て事業	青少年の健全育成を図る子ども会等組織に対し、児童館活動を中心に育成指導していく。 人権尊重の精神に根ざし、住民自らが誇りをもてる「人づくり・まちづくり」を推進するとともに、住民の主体的な学習活動に対し支援していく。 (1)住民の自立意識の高揚と子育てにかかわる学習の場の提供 (2)教育相談活動の充実 (3)感性を磨き、育むための学習活動の場の提供 (コンサート、地域文庫・親と子の絵本の小部屋事業、人形劇、映画等) (4)郷土文化や郷土遺産に触れる地域学習活動の場の提供(しめなわ、えんざ、竹細工、栽培活動等) (5)地域の人材(活用と発掘)や教材を生かした人権学習の場の提供 (6)○○ブロック域を中心とする広域的学習活動の場の提供(連携事業)		○
教育、文化の向上および啓発	○○ 中学校区名	人権啓発誌「ぬくとば」の発行(年4回) 「会館だより」の発行(年8回)		○
福祉の増進 保健衛生の向上	健康づくり事業	広く住民の健康管理と健康増進が図れるよう、体育館・市民運動広場・テニスコートなどの利用促進を行うとともに、心身の管理や健康づくりに関する学習活動に取り組んでいく。		○
同和対策の推進に関すること	—	改良住宅譲渡事業の進捗に伴い、生じる修繕や譲渡に関する相談について、○○住宅譲渡組合協議会並びに市住宅課○○分室とともに、持ち家化が円滑に進められていよう、その対応に努めていく。	○○ 同和地区名 ○○ 同和地区名	○

.....
oooooo

位置情報 (○○・・・○○の方角、○○・・・○○の方角など)

3. 地区の状況

地区の概要	<p>当地域は、[REDACTED]に位置している。</p> <p>かつては、[REDACTED]の低湿地に住宅が密集し、地域間を結ぶ道路網も乏しく閉鎖的な状態にあったが、環境改善事業をはじめとする同和対策事業の推進に伴い、生活環境も大きく変化するとともに隣接地域での大規模な住宅化が進んだことも作用し、地域間交流も活発化している。</p>
-------	--

地 区 名	地区世帯数	地区人口	男 女 别 人 口		65歳以上老人人口
			男	女	
[REDACTED]	OO 地区名	世帯 751	人 2,166	人 1,090	人 1,076
世帯類型	地 区 世 帯 の 内		三口 (八)	八人	生活
	高齢者世帯	母子世帯	父子世	OOOOOOO	者(ア)のうち障害
	—	27	5	同和地区を冠した施設名	者のいる世帯
(うち単身世帯48)					—
公共施設 の状況	施設名	[REDACTED]	[REDACTED]		
設置年	規模	S 51	665	S 51	666.2
住宅の	家住宅数	改良住宅数	公営住宅数	その他の住宅数	
	357	272	122		—

同和地区名を冠した施設名

内産業としては、地場産業となっている送電線工事業を中心とした建設業であり、事業展開を図っていくうえで、経営基盤の体質強化に向けた自助努力が求められ

地区内 産業	事業展開を図つていへんと、経営基盤の体質強化に向けた自労努力が求められる。										
	一方、就労状況では、電気工事業での地区特性が見られるものの、事務・サービス部門での就業率も高まっており、比較的安定した就労形態となっている。	農林 漁業	建設業	製造業	卸売 小売業	金融 保険 不動産業	運輸・通信 電気・ガス 水道業	サービス 業	公務	その他	計
就業の 状況 (人)	就労形態	常用									
	雇用	臨時 日雇									
	自営業者										
教育の 状況 (人)	保育所	幼稚園	小学校	中学校	高校	大学	高等 専門 学校	専修 各種 校	高等 技術 専門校	その他	計
	71	20	166	77	75	16	—	6	1	—	432

4. 地区内団体の活動状況

団体名 OO 地区名	活動内容
部落解放同盟支部 (婦人部、青年部を含む)	三役部長会、執行委員会、支部大会等
老人クラブ(3クラブ)	学習活動、健康づくり活動、学区内他老人クラブとの交流活動等
子ども会(5子供会)	各区子供会が主体的に実施 (キャンプ、廃品回収等)

5. センターおよび関連施設

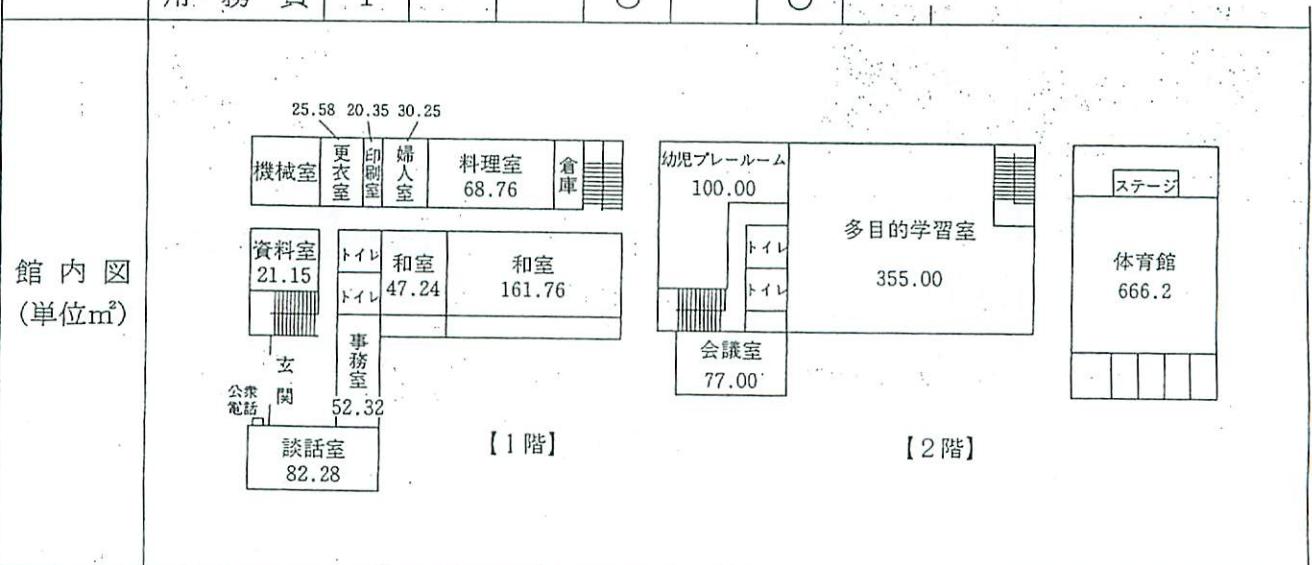
OOOOOO
同和地区名を冠した施設名

OO
数字

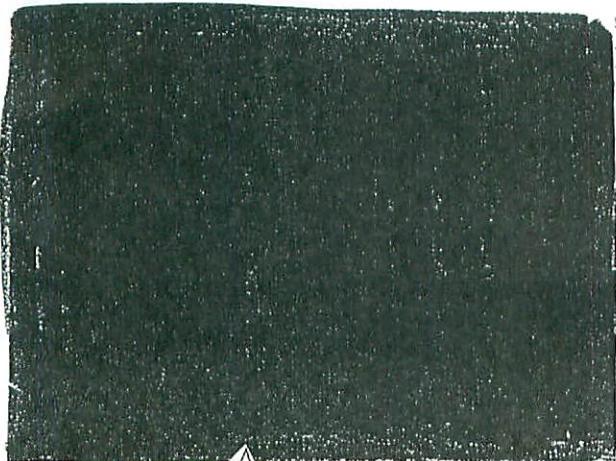
OOOOOOOOOOOO
住所(地番まで表記)

名 称	[REDACTED]	所在地	〒520-[REDACTED]
電 話	0775-[REDACTED] H [REDACTED] (OO) OOOO 数字	開館時間	9:00~21:00
規模構造	敷地面積 3,172m ² 建物面積 1F 714m ² 2F 637m ² 構 造 コンクリート造2階建	休 館 日	土・日曜日、祝日 12月29日~1月3日
		事業開始年月日	昭和34年8月1日

職 員 の 設 置 状 況	職 名	人 員	勤 務 形 態						摘 要
			専 任	兼 任	嘱 託	臨 時	常 勤	非 常 勤	
	館 長	1		○			○		[REDACTED]
	次 長	1	○				○		
	主 幹	1	○				○		
	主 査	2	○				○		OOOOOO、OOOOOOOOOO 館長の兼務職名
	事 務 吏 員	2	○				○		(同和地区名を冠した施設の長)
	用 務 員	1			○		○		

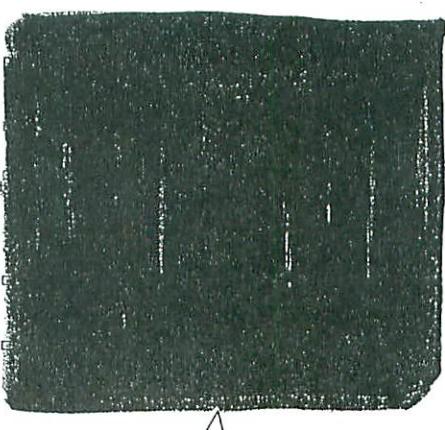


(全影写真)



施設全景写真

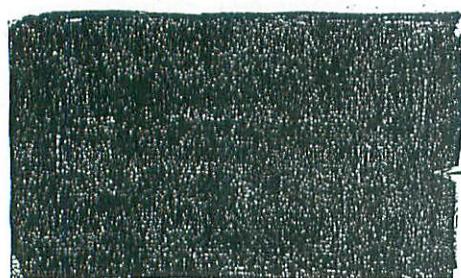
(最寄図)



施設周辺見取り図

名称 OOOOOOO 同和地区名を冠した施設名		所在地 〒520-XXXXXX							
電話 0775 XXXXXXXX (OO)XXXX 数字		開館時間 9:00~17:00							
規模構造	敷地面積 665m ² 建物面積 1F 251.08m ² 2F 96.69m ² 構 造 鉄筋コンクリート造2階建		休館日 土・日曜日、祝日 12月29日~1月3日						
			事業開始年月日 昭和51年4月1日						
職員の設置状況	職名	人員	勤務形態						摘要
			専任	兼任	嘱託	臨時	常勤	非常勤	
	所長	1	○			○			
	事務吏員	1	○			○			
用務員	1			○		○			

(全影写真)

(館内図：単位m²)

施設全景写真



【2階】

ベランダ

港頭

OO
数字

OOOOOOOOOOOO
住所(地番まで表記)

名称 OOOOO 同和地区名を冠した施設名		在地 〒520-XXXXXX							
電話 0775 XXXXXXXX (OO)XXXX 数字		開館時間 9:00~17:00							
規模構造			休館日 日・月曜日、祝日 12月29日~1月3日						
			事業開始年月日 昭和51年8月1日						
職員の設置状況	職名	人員	勤務形態						摘要
			専任	兼任	嘱託	臨時	常勤	非常勤	
	館長	1		○		○			
	主査	1	○			○			
児童厚生員	3	○			○				

(全影写真)

(館内図：単位m²)

OOOOOOOOOO

館長本務職名

(同和地区名を冠した施設の長)

参照

OOOOOO
同和地区名を冠した施設名

副本

平成22年(行ウ)第11号
 原告 宮部 龍彦
 被告 滋賀県



証拠説明書

平成23年3月18日

大津地方裁判所民事部合議B係 御中

被告訴讼代理人
 弁護士 吉田和宏



号証	文書の標目	種別	作成年月日	作成者	立証趣旨
乙29	情報公開法要綱案	写し	平成8年12月16日	行政改革委員会	情報公開法要綱案も、不開示情報について、滋賀県情報公開条例第6条第1号とほぼ同様の規定をおいていること等
乙30	情報公開法要綱案の考え方	写し	平成8年12月16日	行政改革委員会	情報公開法要綱案の作成にあたり、具体的事例における個人識別可能性の有無の判断に当たっては、当該情報の性質及び内容を考慮する必要があると考えられていたこと等
乙31	平成20年12月18日大阪高等裁判所第三民事部判決	写し	平成20年12月18日	裁判長裁判官島田清次郎等	住居表示の新旧対照表等も、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであり、「個人に関する情報」にあたるとされていること等
乙32	個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項(JIS Q 15001)	写し	平成11年4月2日	財団法人日本規格協会	通商産業省が制定した個人情報に関するガイドラインで、センシティブ情報(人種、民族、門地、本籍地、身体・精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項)等の収集が禁止されていること等

乙33	職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針(平成11年労働省告示第141号)	写し		労働省	労働省が人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項等の個人情報収集を禁止する旨の告示を出していること等
乙34	第45回行政情報公開部会議事録	写し		行政情報公開部会	行政情報公開部会において、地域改善対策等に関する情報は、「特定の個人が識別され又は他の情報と照合することにより識別され得るもの」にあたるという形で整理できる旨の意見が出されたこと等
乙35	第51回行政情報公開部会議事録	写し		行政情報公開部会	行政情報公開部会において、「個人識別性の有無の判断に当たっては、当該情報の性質を考慮する必要がある。」との点について、「ある特定の地域ないし集団に関する情報が、そこに所属する個人について、重大な社会的差別や偏見等を引き起こす可能性があるときに、直接個人の識別は簡単にはできないのだけれども、情報のセンシティビティーに鑑みて、間接的にせよ、プライバシー保護の観点から簡単に出すべきではないという趣旨」であることが確認されていること等

乙36	いわゆるプライバシー型の個人情報不開示規定を採用している条例等について	写し	平成22年5月19日	行政刷新会議事務局職員の声担当室	大阪府情報公開条例第9条第1号が規定する非公開情報の解釈・運用の解説に、同和地区の所在地は「特定の個人が識別され得るもの」に該当して非公開となる旨明記されていること等
乙37	新・情報公開法の逐条解説[第4版](有斐閣)	写し	平成20年5月15日	宇賀克也	主な学説上も、上記「情報公開法要綱案の考え方」と同趣旨の説明がなされていること等
乙38	判例時報1437号77頁以下	写し		株式会社判例時報社	神戸地判平成3年10月28日が、土地区画整理事業の測量図について、特定の個人に関する財産状況等を判別することができる旨を認定し、不開示を相当と判断したこと等
乙39	第53回行政情報公開部会議事録	写し		行政情報公開部会	行政情報公開部会において、個人識別可能性のない情報であっても個人の人格と密接に関連する情報を非公開とする趣旨について、「センシティブな情報は出すべきではない」すなわち、「識別される可能性はないが、その人本人からみると自分にはわかるので、そういうプライバシー感情を保護する」ためであることが確認されていること等
乙40	滋賀県行政組織規則(抜粋)	写し	昭和51年4月1日	被告	各課等の分掌事務等
乙41	「採用にあたつて」と題する冊子	原本	平成22年5月	被告(商工観光労働部労政能力開発課)	被告は、採用にあたり身元調査等を許さないこと等の注意事項を記載した冊子を、ハローワーク主催の求人企業説明会参加企業や、関係機関等に配布していること等

乙42	県政eしんぶん	写し	平成22年6月28日	被告(商工 観光労働部 商工政策 課)	被告は、企業等において依然として採用選考の過程において就職差別につながるおそれのある質問や身元調査などの不適正な事象が依然として見受けられることから、同和問題の早期解決に向けて就職差別の撤廃と企業内での同和問題研修がより一層充実・強化されるよう、企業内同和問題啓発強調月間を設定し、啓発行事を実施していることおよび啓発行事の内容等
乙43	平成22年度企 業内同和問題 啓発強調月間 ポスター・チラ シ	写し		被告(商工 観光労働部 商工政策 課)	被告は、企業等において依然として採用選考の過程において就職差別につながるおそれのある質問や身元調査などの不適正な事象が依然として見受けられることから、同和問題の早期解決に向けて就職差別の撤廃と企業内での同和問題研修がより一層充実・強化されるよう、企業内同和問題啓発強調月間を設定し、その一環として、ちらしやポスターによる啓発活動を行っていること等
乙44	滋賀県宅地建 物取引業にお ける人権問題 に関する指針	写し	平成18年4月1日	被告(土木 交通部住宅 課)	被告は、宅地建物取引業免許交付時(新規・更新とも)において、「宅地建物取引業者は、取引物件の所在地が同和地区であるかないか、または、同和地区を校区に含むかどうか等について、調査および報告ならびに教示をしないこととする。」等を記載した指針を手渡し、宅建業者として適正な対応をするよう指導していること等
乙45	「宅地建物取 引と人権」と題 するパンフレッ ト	原本	平成19年2月	被告(土木 交通部住宅 課)	被告は、宅地建物取引業免許交付時(新規・更新とも)において、「宅地建物取引業者の皆さんが、…同和地区であるかどうかを調べたり、教えてたりすること…は、差別を助長することになります」等と記載したパンフレットを手渡し、宅建業者として適正な対応をするよう指導していること等